

検討事項及び今後のスケジュールについて(案)

1. 検討事項について

「水生生物の保全に係る水質環境基準の設定について(答申)」及び「水生生物の保全に係る環境基準に関する施策の重要事項について(水環境部会決定)」を踏まえ、以下の事項について検討を進める。

(1) 水域類型の指定の考え方

実水域における水域類型の指定を検討しながら、一般的な水域類型の指定の考え方を整理する。

実水域としては、淡水域においては水温に着目した類型区分であることを考慮し、北上川、多摩川、吉野川の3河川とし、海域においては東京湾とする。

また、水域類型の指定がなされた水域における環境基準の運用(常時監視における水質調査方法、環境基準の達成状況の評価方法等)に関する事項も整理する。

(2) 各水域の水域類型の指定

(1)の考え方に従い、国が水域類型の指定をする水域について、審議に必要な資料が揃った水域から順次検討する。

2. 今後のスケジュールについて

第1回

- (1) 諮問について
- (2) 検討の進め方

第2回以降

- (1) 水域類型の指定の基本的な考え方
- (2) 国あてはめ水域の水域類型の指定
 - ・ 数水域ごとにまとめて検討
 - ・ 数次に分けて報告